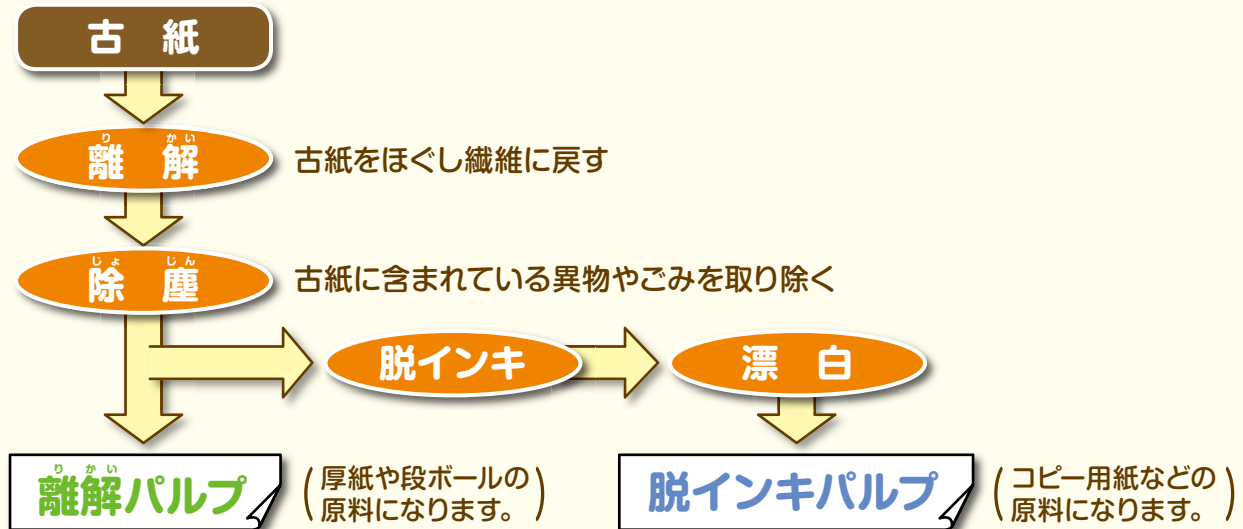


古紙処理のしくみ

古紙を製紙原料として使用するためには、パルプ(紙繊維)以外の異物等を効率的に除去する必要があります。

古紙処理の工程は、工場によっては異なりますが、基本的には①離解⇒②除塵⇒③脱インキ⇒④漂白の工程に沿って組み立てられます。



禁忌品(出せないもの)の紹介

以下のものは、製紙原料にならない材質が含まれており、再生の妨げになるので古紙リサイクルに出せません。燃やすごみに出してください。

1. 防水加工された紙：ロウ引きやワックス加工等されたもの

紙繊維に蠟やワックスが混ざり、斑点などの不具合になります。
(例) 紙コップ、紙皿、ヨーグルトやカップ麺の紙製容器、油紙、蠟紙など



2. 感圧紙：カーボン紙、ノーカーボン紙

カーボン紙は、ススや蠟、油などを混ぜて耐久性のある紙に染み込ませており、ノーカーボン紙は、薬品を塗布しておりリサイクル工程で化学反応を起こし、斑点などの不具合になります。
(例) 宅配便の複写伝票など



3. 粘着物が付いた紙

粘着物が多量に使われており、再生工程内に付着し、清掃・メンテナンス負担の増大や、斑点や穴あきなどの不具合になります。
(例) 圧着はがき(親展はがき)、シールなど



4. 感熱紙

印刷面に熱により化学反応を起こして変色する物質を塗布しており、斑点などの不具合になります。

(例) レシートやロールタイプのファックス用紙など



5. 感光紙：印画紙や複写紙

感光乳剤を塗布したもので、耐水性を持つため十分に離解できず、斑点などの不具合になります。

(例) 写真、青焼きコピーなど



6. プラスチックフィルムや金属箔などの複合素材

プラスチックフィルムや金属箔などは、設備の目詰まりの原因になり、清掃・メンテナンスの負担が増えます。また、斑点やキラキラ光ったりする不具合などになります。

(例) 酒などの飲料パック、ラミネート加工された紙など



7. においの付いた紙

脱臭ができず、再生紙ににおいが残り異臭の原因になります。

(例) 石鹸の箱や包装紙、洗剤の箱、線香の箱など



8. 汚れている紙など：食品残渣や油などが付着している紙

洗浄工程で、食品残渣や油などの汚れが除去できず、汚れや異臭などの不具合になります。

(例) ペーパータオルなど



9. 捺染紙 (昇華転写紙)

昇華性 (固体が液体にならず気化してしまう性質) インクで印刷されており、斑点などの不具合になります。

(例) アイロンプリント、裁縫用の型紙など

10. 感熱性発泡紙

紙に感熱性発泡カプセルを塗布したもので、再生紙に凹凸ができます。

(例) 点字プリントなど

11. 合成紙

合成樹脂を主原料として製造された紙であり、外観は紙製品に似ているが合成樹脂フィルムの特性を持っており、樹脂等の除去ができず設備の目詰まりの原因や、清掃・メンテナンスの負担になり、斑点などの不具合になります。

(例) 選挙公示用ポスター、投票用紙など

12. その他(磁性インキが使用された紙)

インキの十分な除去ができず、斑点などの不具合になります。

(例) 切符、磁気カードなど